

新居浜市・別子山村合併協議会幹事会設置規程（案）

（設置）

第1条 新居浜市・別子山村合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、新居浜市・別子山村合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 幹事会は、新居浜市・別子山村合併協議会会長（以下「会長」という。）の指示により、新居浜市・別子山村合併協議会（以下「協議会」という。）に提案する事項について、協議又は調整をするものとする。

2 前項の規定にかかわらず、幹事会は、新居浜市と別子山村の合併に関し必要な事項について、協議又は調整をすることができる。

（組織）

第3条 幹事会は、幹事長、副幹事長及び幹事をもって組織する。

2 幹事長、副幹事長及び幹事は、別表に掲げる者をもって充てる。

（会議）

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて開催し、これを進行する。

2 幹事長に事故があるときは、副幹事長がその職務を代理する。

（専門部会）

第5条 幹事会に、協議会に提案する事項について専門的に調査し、協議案又は調整案を作成するため、専門部会をおくことができる。

2 専門部会の設置に関し必要な事項は、幹事会が定める。

（関係職員の出席）

第6条 幹事会は、必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第7条 幹事長は、幹事会の協議の経過及び結果について会長及び副会長に報告するものとする。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、協議会の事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営等に関し必要な事項は、幹事会で定める。

附 則

この規程は、平成14年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

	新居浜市	別子山村
幹事長	新居浜市助役	
副幹事長		別子山村助役
幹事	企画調整部長 財務部長	経済課長 総務課課長補佐

事務局

新居浜市	別子山村
企画調整課長 財政課長	総務課課長補佐 総務課財務係長